

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年7月2日)

- 2 関西広域連合議会6月臨時会及び関西広域連合委員会の概要について

【企画課】・・・・・・・・・・1ページ

企 画 部

関西広域連合議会 6月臨時会及び関西広域連合委員会の概要について

平成24年7月2日
企 画 課

平成24年6月30日（土）に開催された関西広域連合議会 6月臨時会及びそれに先立って開催された関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 関西広域連合議会 6月臨時会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年6月30日（土） 午後1時5分～
場所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

(2) 6月臨時会の概要

今回の臨時会は、大阪市及び堺市の加入に伴う議員定数の増が行われた後、初めて開催された議会であり、次のような議事が行われた。

① 議長及び副議長の選挙

- ・議長には田中英夫議員（京都府選出）、副議長には日村豊彦議員（兵庫県選出）が、それぞれ選出された。

② 関西広域連合議会委員会条例の一部改正等

- ・関西広域連合議会委員会条例の一部を改正し、これまで設置されていた「総務常任委員会」に加え、新たに「産業環境常任委員会」及び「防災医療常任委員会」の2つの委員会が設置された。
- ・常任委員会委員の選任が行われ、本県選出議員は、次の委員会に所属することとされた。

総務常任委員会：福間議員、藤井議員、山口議員

産業環境常任委員会：福間議員、山口議員

防災医療常任委員会：藤井議員

③ 監査委員の選任

- ・監査委員として、北島勝也議員（徳島県選出）が新たに選任された。

④ 一般質問

- ・一般質問が行われ、本県選出議員からは、藤井議員が、広域観光分野の重要性と期待等に関する質問をされた。

⑤ 意見書

- ・国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書が採択された。

⑥ 決議

- ・国出先機関の原則廃止について市町村への十分な説明を求める決議が行われた。

※ 次回（8月定例会、8月23日）は、鳥取県で開催される。

2 第22回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年6月30日（土） 午前11時25分～

場所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

(2) 委員会の概要

① 今夏の節電目標・節電対策について

- ・経済産業省（近畿経済産業局）から「今夏の電力需給対策」について、関西電力から「節電要請の見直しの方向性等」について、それぞれ説明があった。
- ・これを受けて、関西電力エリアに係る「大飯原子力発電所の再起動に伴う今夏の節電目標等の改定方針について」を決定した。

（内容）

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階で、節電目標を平成22年度比で10%以上に低減する。また、大飯原子力発電所4号機の再起動が確実となった段階においても、節電目標を平成22年度比で10%以上を維持しつつ、産業活動等については事業に支障のない範囲で取り組むこととし、その方向で、国においても検討することを要請する。

② 国出先機関対策について

- ・平成24年6月8日開催の「アクション・プラン推進委員会」の結果が報告された。
- ・今後、国出先機関の事務等の移譲に係る近畿市長会及び近畿町村会への説明会を調整することとした。

③ 広域産業振興局農林水産部の体制整備について

- ・農業をはじめとする第1次産業について、地産地消運動など新たな連携の具体策の検討等を行うこととし、広域産業振興局内に農林水産部を整備することが報告された。

④ その他

- ・京都市及び神戸市の加入に伴う規約改正議案の議決状況が報告された。
- ・関西広域連合協議会に、全委員（56名）が集う全体会議のほか、関西広域連合が取り組むべき事項についてテーマに応じた意見交換を行うため、分科会を開催することが報告された。

国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みは、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン」に基づき、平成24年通常国会に関連法案を提出し、平成26年度中に地方への移管を行うとの方針で取り組みが進められ、去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」で取りまとめは概ね終了したと考える。

しかるに、その後、政府内での手続きは進んでおらず、今なお、法案が閣議決定がなされていない状況にあることは、誠に遺憾である。

関西広域連合は、広域行政を担う主体として、国出先機関の事務・権限の受け皿となり、関係府県や市町村と連携しながら、移管によるメリットを十分に発揮する決意である。また、関西広域連合議会としても、国の出先機関の移管に際して、議会に求められる機能について自ら拡充・強化していく覚悟であり、その一部は先行して実施している。

よって、政府におかれては、当該法律案の今国会への提出と早期成立を期するとともに、地方の自主性及び自立性が担保されるよう下記の措置を講じられることを強く求めるものである。

記

- 1 移譲の例外とする事務は最小限にとどめ、例外とする場合は本省へ引き上げること。
- 2 移譲される事務等の実施にかかる国の関与は、地方自治法に規定する範囲で最小限にとどめること。
- 3 広域連合へ持ち寄る事務の具体的な内容については、地方の自主性に委ね、事務等移譲計画の認定の要件にしないこと。
- 4 広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じ、柔軟に判断すること。
- 5 大規模災害発生時等の緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応するが、広域連合からの国に対する協力要請も可能とすること。
- 6 移譲事務等の実施に必要な財源については、従来措置されていた予算額を確保すること。また、財政上の措置について異議ある場合は、広域連合から国に対して要請できるよう手続きを整えること。
- 7 国出先機関の原則廃止と地方への移管の意義について、国も市町村に説明をし、その理解を得るよう努めること。また、事務等移譲計画や実施計画の策定にあたり、市町村の意見を聴取するための具体的な手続きや仕組みについて、早急に方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月30日

決議案第1号

国出先機関の原則廃止について市町村への十分な説明を求める決議

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みについては、去る6月6日に全国市長会が、拙速に進めないよう強く要請する決議を採択するなど、市町村には慎重な声がある。

このように市町村が不安の声を上げるのは、関西広域連合及び構成府県が関係市町村に対して十分な説明を尽くしてこなかったことも一因であると考える。

去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」によると、特定広域連合が、国出先機関の事務等の移譲を受ける際に作成する「事務等移譲計画」及び、移譲事務等の実施に関して毎年度作成する「実施計画」においては、あらかじめ関係市町村の意見を聴くことが定められている。

よって、国出先機関の原則廃止と関西広域連合への移管を実現し、さらに移管後においてもスムーズに施策を推進していくためには、関係市町村の理解と協力を得ることが肝要となる。

そこで、関西広域連合及び構成府県においては、関係市町村及び市町村議会に対して十分な説明に努め、その理解を得るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年6月30日

関西広域連合議会